

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

取県教育委員会規則第一号の一部を次のように改正する。第八条を次のように改める。

第八条 事務局に次のとおり支所を設けその所管区域内の事務の一部を分担する。

位置 名称 所管区域

鳥取市 東部支所 鳥取市、岩美郡、八頭郡、氣高郡
倉吉市 中部支所 倉吉市、東伯郡
米子市 西部支所 米子市、西伯郡、日野郡

2 西部支所長において必要と認めるときは、日野郡に閑する所掌事務の処理に当らせるため教育委員会の承認を得て日野郡に連絡所を置くことができる。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

教育委員会規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する
規則

鳥取県教育委員会 委員長 萩原治郎

鳥取県教育委員会規則第九号

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する
規則

鳥取県教育委員会事務局組織規程(昭和二十七年四月鳥

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第二号

事務局一般

鳥取県教育委員会事務局組織規程の一部を改正する規則
 (昭和二十八年十二月鳥取県教育委員会規則第九号) 施
 行の際現に岩美支所及び八頭支所並びに氣高支所に勤務
 するものは東部支所に、東伯支所に勤務するものは中部
 支所に、西伯支所及び日野支所に勤務するものは西部支
 所に、別に辞令を用いないでそれぞれ勤務を命ぜられた
 ものとする。

昭和二十八年十二月一日

鳥取県教育委員会

昭和四年

十五日第三種郵便物認可

発行口火、金

行
鳥
取
縣
鳥
取
市
東
町
刷
所
鳥
取
縣
鳥
取
市
東
町
刷
所